

報道発表資料の配付日時 6月27日(金) 10時00分

発表項目	北海道公立大学法人札幌医科大学と稚内信用金庫との 包括連携協定の締結について
概要	<p>北海道公立大学法人札幌医科大学（理事長・学長 島本和明）と稚内信用金庫（本店：稚内市 理事長 増田 雅俊 氏）は、産学の連携を通じて相互の発展に寄与するとともに、北海道の保健・医療・福祉の向上など、地域社会の発展に資することを目的に、連携協定を締結することとなりましたので、お知らせいたします。</p> <p>なお、次のとおり調印式を行いますので、積極的な報道をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時： 平成26年7月4日（金）10時10分～ （5分前までに会場にお集まりください。）</p> <p>2 場所： 札幌医科大学 基礎医学研究棟5F 会議室 （札幌市中央区南1条西17丁目）</p> <p>3 出席者： 北海道公立大学法人札幌医科大学 島本 和明 理事長・学長 稚内信用金庫 増田 雅俊 理事長 ほか</p> <p>※配布資料別紙</p> <ul style="list-style-type: none">包括連携協定調印式次第、連携協定書（写） <p>（注）本学と民間企業との間で締結する包括的な連携協定は、北海道新聞社、北洋銀行、株式会社ハーバー研究所、株式会社ホリ、大地みらい信用金庫、留萌信用金庫及び株式会社十勝毎日新聞社に次ぐ8例目となります。</p>
本件に関する問い合わせ先	札幌医科大学経営企画課企画広報係 中村・阿部 電話 011-611-2111（内線2164・2165）



札幌医科大学 稚内信用金庫

包括連携協定調印式次第

○日時：平成26年7月4日（金）

10時10分～10時20分頃

○場所：札幌医科大学基礎医学研究棟

5F 会議室

- 1 開 会 [司会：鶴田経営企画課長]
- 2 出席者紹介
- 3 代表者挨拶
札幌医科大学 理事長・学長 島本 和明
稚内信用金庫 理事長 増田 雅俊
- 4 包括連携協定書の調印
- 5 フォトセッション
- 6 閉 会

○出席者

稚内信用金庫

理事長 増田 雅俊

北海道公立大学法人札幌医科大学

理事長・学長	島本 和明
副理事長	平山 和則
医学部長	堀尾 嘉幸
保健医療学部長	乾 公美
理事	白崎 賢治
附属産学・地域連携センター長	澤田 典均
事務局長	千葉 均

(写)

包括連携協定書

北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「甲」という。）と稚内信用金庫（以下「乙」という。）は、連携協力について、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、産学の連携を通じて相互の発展に寄与するとともに、北海道の保健・医療・福祉の向上など、地域社会の発展に資することを目的として、本協定を締結する。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

1. 地域医療教育に関わる支援
2. 保健・医療・福祉に関する共同セミナー・イベントの開催
3. 共同研究・受託研究の推進
4. その他相互に連携協力することが必要と認められる事項

（連携の実施）

第3条 甲及び乙は、本協定に係る連携の実施にあたり、具体的な取り決め等が必要となる場合は、別途協議のうえ覚書を締結するものとする。

（損害賠償）

第4条 甲及び乙は、本協定により相手方に損害が生じても相互に責任を負わないものとする。ただし、故意又は過失により誤った情報を開示した場合及びこの協定に違反した場合はこの限りではない。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から開示を受け又は知り得た一切の情報について、相手方の承諾なく第三者に開示、漏洩又は第1条の目的以外の目的をもって利用してはならない。ただし、以下の情報は含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、又は相手方による開示後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から開示されたとき既に保有していたもの、又は相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの
- (3) 相手からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの

(写)

(4) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了若しくは第7条による解除により効力を失った後も、前項に係る秘密保持の義務を負う。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定による期間満了の日の1ヶ月前までに、協定を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の内容をもって1年間更新され、その後も同様とする。

(協定解除)

第7条 甲又は乙いずれかから有効期間の中途において本協定の解除を申し出た場合には、甲及び乙は協議を行う。合意が成立しない場合においては、甲及び乙は、相手側に対して1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手側に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は協議を行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月4日

甲 札幌市中央区南1条西17丁目
北海道公立大学法人札幌医科大学

理事長_____

乙 稚内市中央3丁目9番6号
稚内信用金庫

理事長_____